

## 多様な担い手確保・育成支援業務における PFI 等審査委員会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市 PFI 等審査委員会条例（令和4年条例第16号）の規定に基づき、プロポーザル方式により契約の相手方の選定を行う多様な担い手確保・育成支援業務（以下「本業務」という。）に係る委員会の設置について、必要な事項を定める。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、本業務中、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) プロポーザル方式による契約の相手方の選定に関する事。
- (2) 前号に掲げるもののほか、プロポーザル方式の実施に関し必要な事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員5人で組織する。

2 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者1人
- (2) 浜松市農林水産担当部長
- (3) 浜松市産業部農地利用課長
- (4) 浜松市産業部農業振興課長
- (5) 浜松市産業部農業水産課長

### (委員の責務)

第4条 委員は、公正及び客観性に留意して審査を行わなければならない。

2 委員は、直接間接を問わず、本業務に利害関係を有してはならない。

3 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、浜松市が公表した情報については、この限りではない。

### (庶務)

第5条 委員会の庶務は、浜松市産業部農地利用課において処理する。

### (その他)

第6条 この要綱、浜松市附属機関の設置及び運営に関する基本指針、浜松市附属機関の会議録の作成及び公開に関する要綱及び浜松市附属機関の会議の公開に関する要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員会に諮り別に定める。

### 附 則

1 この要綱は、令和8年4月 日から施行する。

2 この要綱は、第2条に規定する職務が完了した日に、その効力を失う。